

2	青少年・治安対策本部	子ども・若者問題対策の推進
事業概要	<p>1 青少年育成総合対策の推進</p> <p>昨今の社会の急激な変化に伴い、子ども・若者をめぐる情勢は、従来とは様相を異にし、困難かつ迅速に対応しなければならない問題が数多く生じている。こうした状況に対応するため、子ども・若者の問題に関わる主要な部署と連携した青少年育成総合対策の推進を図っている。</p> <p>2 子ども・若者問題対策の方向性</p> <p>(1) 東京都子ども・若者問題対策会議による全庁横断的な取組</p> <p>子ども・若者をめぐる諸問題について、各局で連携して政策の方向を検討し、取組を進めていくために全庁横断会議を設置</p> <p>現在、子どもの安全対策、非行少年の立ち直り支援、若者の自立等支援など10の課題を設け、課題ごとに取組を展開</p> <p>(2) 青少年健全育成条例等の運用</p> <p>ア 有害環境から子どもを守る取組</p> <p>イ インターネット・携帯電話対策の推進</p> <p>(3) 若年者の自立や非行少年の立ち直り支援</p> <p>ア 相談事業を通じたひきこもりの若者の実態把握、ひきこもりからの立ち直りを支援するNPO法人等の支援団体の育成と区市町村との協働の推進、ひきこもりの問題を抱える家族に対する地域における支援の推進</p> <p>イ 主に18歳以上の若者を対象とした総合相談窓口の運営</p> <p>ウ 非行少年の立ち直りを図るための支援</p> <p>(4) 地域と協働した子どもの育成</p> <p>ア 東京子ども応援協議会の運営</p> <p>イ こころの東京革命の推進と体験を通じた子供の健全育成</p>	

- 平成 16 年 11 月 インターネットによるひきこもり相談（「東京都ひきこもりサポートネット」）の運営開始
「ひきこもりに係る連絡調整会議」設置
- 17 年 3 月・19 年 3 月 東京都青少年の健全な育成に関する条例改正
- 17 年 6 月 「東京子ども応援協議会」設立総会開催
10 月 「テレビゲームと子どもに関する協議会」設置
- 18 年 10 月 東京都青少年問題協議会から、少年院等を出た子どもたちの立ち直りを、地域で支援するための方策について答申
- 19 年 1 月 「東京都子ども・若者問題対策会議」設置
1 月 「子どもに万引をさせない連絡協議会」設置
3 月 「若年者自立支援調査研究に関する検討会」設置
4 月 「少年院出院者の立ち直りを図るための保護司活動支援協議会」設置
7 月 「東京都ひきこもりサポートネット」電話相談開始
- 20 年 4 月 「ネット・ケータイに関する関係局連絡会議」設置
7 月 「東京都ひきこもりセーフティネットモデル事業」の開始
8 月 非行少年立ち直り支援ワンストップセンター「びあすぽ」開設
8 月 東京都若者社会参加応援ネット「コンパス」（ひきこもり等の若年者支援プログラム事業）の開始
9 月 「東京都ひきこもりサポートネット」携帯メール相談開始
11 月 東京都青少年問題協議会から、「若者を社会性をもった大人に育てるための方策について」意見具申
12 月 東京都青少年問題協議会に、メディア社会が広がる中での青少年の健全育成について諮問
- 21 年 4 月 「早期からの『しつけ』の後押し事業」開始
7 月 東京こどもネット・ケータイヘルプデスク開設
7 月 「東京都若者総合相談（・㊿・）/ 若ナビ」開設、電話相談開始
7 月 「若者の自立等支援連絡会議」設置
11 月 「東京都若者総合相談（・㊿・）/ 若ナビ」メール相談開始
- 22 年 1 月 東京都青少年問題協議会から、「メディア社会が広がる中での青少年の健全育成について」答申
12 月 東京都青少年の健全な育成に関する条例改正
- 23 年 1 月 第 1 回「携帯電話端末等推奨基準検討委員会」開催
6 月 東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則改正
9 月 「携帯電話端末等における東京都推奨制度」の申請受付の開始
10 月 「東京都青少年健全育成審議会」専門委員委嘱
10 月 「第 1 回東京都推奨携帯電話端末等検討委員会」開催
11 月 携帯電話端末等及び機能の推奨
- 24 年 2 月 「青少年のインターネット利用に関する啓発の指針」制定
4 月 「東京都若者総合相談（・㊿・）/ 若ナビ」派遣型面接相談開始
8 月 広報誌「Youスマイル」創刊号発刊
12 月 「第 29 期東京都青少年問題協議会（テーマ「青少年のインターネット・携帯電話への依存についての調査研究」）第 1 回総会」開催
- 26 年 3 月 「東京都子供・若者支援協議会」開設
6 月 「東京都ひきこもりサポートネット」訪問相談の開始
6 月 「ひきこもりに関する講演会・合同相談会」開催

これまでの経過

- 6月 「子供を守るネットルール TOKYO キャンペーン」開催
- 6月 広報誌「You スマイル」第17号発行
- 7月 「再チャレンジを目指す若者へ-地域支援シンポジウム-」開催
- 7月 「第29期東京都青少年問題協議会第8回専門部会」開催
- 9月 「不登校・若者自立支援フォーラム-子供を学校・社会につなげる支援の和-」開催
- 9月 「通信制サポート校・東京ネットワークフェスタ2014」開催
- 9月 「中学生の主張東京都大会」開催
- 9月 「東京舞祭」開催

- 東京都子ども・若者問題対策会議
若年者の自立支援、家庭の教育力向上を新たに課題に含め再構築した、子ども・若者をめぐる10の課題を中心に、引き続き関係局で連携した取組を推進する。
- 「青少年のインターネット利用に関する啓発の指針」の制定
青少年自身がインターネットの利用に伴うトラブルや危険及び過度の利用による弊害について適切に理解し、これらの回避や対処に必要な知識を確実に習得できるようにするため、家庭等において行われる「青少年に対する啓発活動において説明されることが望ましい事項」及び「啓発に際し留意すべき事項」を定めた。
- インターネット、ゲームに関する家庭のルール作り
親子の絆を深めつつ、インターネットやゲームの悪影響から青少年を守るため、各家庭でのルール作りの支援策として、保護者等を対象としたグループワーク形式「ファミリールール講座」及び講演会形式「出前講演会」を開催。
- 「東京こどもネット・ケータイヘルプデスク」の運営
青少年の抱えるインターネットや携帯電話に関するトラブルや悩みの解決に向けた適切な対応を行うため、青少年やその保護者などが気軽に相談できる総合的な窓口として運営。電話、及びインターネット（携帯電話、PC）で相談受付。併せて、分析業務、調査・情報収集業務、事業者等への情報提供及び情報収集業務も行っている。
- 携帯電話端末等の推奨
保護者が青少年に携帯電話やPHSを持たせる必要がある場合に、携帯電話端末等や利用する機能を選ぶ際の目安となるように、青少年の年齢に応じて青少年の健全な育成に配慮している携帯電話端末等や機能を推奨する。
- ひきこもり等社会参加支援事業
「東京都ひきこもりサポートネット」において、ひきこもりで悩んでいる若者やその家族、友人からの相談に応じ、ひきこもりから脱する方法や支援機関を紹介するとともに、相談事例を活用したひきこもりの若者に関する調査研究を行っている。
NPO法人等が「ひきこもり等の若者支援プログラム」に沿った支援事業を、適正かつ継続的に実施することができるかを評価して登録するとともに、登録制度に参加するNPO法人等を技術面・経営面でサポートしている。
ひきこもりの状態にある若者やその家族、支援機関の関係者等を対象としたシンポジウム及び東京都若者社会参加応援事業に参加するNPO法人等をはじめとする支援機関の合同説明会を開催している。
- 地域におけるひきこもり等対策推進事業
若者支援に取り組む区市町村に対し、地域の実情にあった支援体制の整備を支援している。
地域支援者向けハンドブックを作成し、民生委員・児童委員等の地域の支援者を対象とする講習会や区市町村職員向け研修会を開催、さらに、高校中退後、進路が定まらない若者やその家族向けに、主な進路先や関係機関の情報を掲載したパンフレットを作成し、ひきこもりに陥ることの未然防止に取り組んでいる。

現在の進行状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 若者の非社会的行動に係る対策事業 「東京都若者総合相談（・ 9 ・）／若ナビ」において、主に18歳以上の若者を対象として、就労の躓きや人間関係の悩み、漠然とした不安、孤独などの相談に応じ、解決に向けて助言するとともに、必要に応じて関係機関と連携して、悩みや不安の解消を図っている。 ○ 非行少年の立ち直り支援 保護司活動支援協議会等や立ち直り支援ワンストップセンター「ぴあすぽ」の運営、地域社会での立ち直り支援の機運醸成を図るシンポジウムの開催等を通じた非行少年の立ち直り支援施策を推進。 ○ 体験を通じた子供の健全育成 コミュニケーションの入口である「あいさつ」に加え、子どもたちが他人と交流し、ひとつのことをやり遂げるなどさまざまな体験を通じて社会の基本的なルールや人との関わり方を学ぶとともに、社会が自分とは異なる立場や価値観をもった人々で成り立っていることを実感させることを目指す。アスリートやアーティストとの交流を通じて親子で学ぶ「こころのチャレンジプロジェクト」を各地で実施するなど各種事業を展開。 		
今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> ○ インターネット上の有害情報対策 「青少年のインターネット利用に関する啓発の指針」を青少年がトラブルや犯罪に巻き込まれることを防止する目的で、フィルタリングの普及啓発活動等を積極的に実施する。 		
問い合わせ先	青少年・治安対策本部 総合対策部 青少年課	電話	03-5388-3172